HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	保全すべき権利が発令時から存在しなかったものと本 案訴訟の判決で判断され、仮処分命令が事情の変更に より取り消された場合において、当該仮処分命令の保 全執行としてされた間接強制決定に基づき取り立てら れた金銭につき、不当利得返還請求をすることができ るか
著者	 酒井,博行
引用	北海学園大学法学研究,46(1):123-138
発行日	2010-06-30

【事実の概要】

Χ

(原告、

控訴人・被控訴人、被上告人)、Y・・Y²

(被告、

させる旨の遺言を残して死亡した。その後、

亡Aの遺産につ

|判例研究〉保全すべき権利が発令時から存在しなかったものと本案訴訟の判決 処分命令の保全執行としてされた間接強制決定に基づき取り立てられた金銭に で判断され、仮処分命令が事情の変更により取り消された場合において、当該仮

つき、不当利得返還請求をすることができるか

最高裁判所平成二○年(受)第二二四号、損害賠償等請求事件、平成二一年四月二四日第二小法

判例タイムズ一二九九号一四四頁、 廷判決(民集六三巻四号七六五頁、 裁判所時報一四八二号一二頁、 判例時報二〇四六号七九頁、

金融法務事情一八七四号一五五頁、金融·商事判例一三三八

酒

井

博 行

表者であった亡Aの相続人である。 被控訴人・控訴人、上告人)は、 いずれも、 A は、 全財産をXに相続 化粧品会社の代

資 「本件商標権」 と記す) も含めてXが相続する旨の遺産分割協 Y·Y²(以下、「Yら」と記す) その余は、亡Aが有していた化粧品の商標権(以下、 が各六〇〇〇万円ずつを

議が成立した。

と記す)を発令した。 分をしてはならないとの仮処分命令(以下、「本件仮処分命令」 立てを相当と認め、Xに対し、 処分禁止の仮処分命令を申し立てた。 「本件被保全権利」と記す)を取得したとして、本件商標権の その後、Yらは、Xを債務者として、 専用実施権の設定、 前記の遺産分割協議が錯誤等により無効であることを前 遺留分減殺請求権により本件商標権の持分権 通常使用権の許諾、 本件商標権につき、 福岡地裁は、 福岡地方裁判所に対 その他一切の処 Y ら の 申 譲渡、 (以下、 質

決定 つき五万円の割合による金員をそれぞれ支払えとの間接強制 反したときは、Xは、Yらに対し、 し立てた。福岡地裁は、 地裁に対し、本件仮処分命令の保全執行として間接強制を申 権の使用を許諾したため、Yらは、 かし、Xは本件仮処分命令に従わず、第三者に本件商標 (以下、「本件間接強制決定」と記す)をした(なお、 Xが本件仮処分命令記載の義務に違 違反行為をした日一日に Xを債務者として、 福岡

> は 0) された結果、XからYらに対し、各九三〇五万円ずつの間接 なおも本件仮処分命令に従わず、 金額はその後、 決定により一日 本件間接強制決定が執行 ○万円に変更された)。

強制金が支払われた。 YらはXに対し、本件仮処分命令の本案訴訟(以下、「前

と記す)を提起したが、その控訴審で、遺産分割協議は有効

Yらは当初から本件被保全権利を有してい

なか

として、Yらの請求を全部棄却する旨の判決がなされた。 Xは前訴控訴審判決を受け、本件仮処分命令につき、 事情

であり、

対する制裁金であるところ、 て、 福岡地裁は、 変更による保全取消し(民事保全法三八条) める本件訴え(以下、「本訴」と記す)を提起した。 は法律上の原因がなくなったとして、不当利得返還請求を求 らを相手取り、本件間接強制決定に基づく間接強制金の支払 六条、民事執行法三九条一項一号・四○条)。そして、 た、Xは、これを受け、本件間接強制決定の取消しを申し立 Yらは、 福岡地裁は、本件間接強制決定を取り消した(民保法四 間接強制金は本件仮処分命令記載の義務違反に 本件仮処分命令を取り消す旨の決定をした。 事情変更を理由とする仮処分取 の申立てをし、 これに対 X は Y ま

消決定および間接強制決定取消決定にはいずれも遡及効はな

が

正当な根拠を欠くものであった……

存在しないと判断されたのであるから、

Xに対する制裁そ (なお、

間接強

制

金は、

損害賠償に充当される〔民事執行法一七二条四項〕

V ため、 :裁金を科した根拠は失われないから、 Xの義務違 反の事実自体が消滅するわけではなく、 不当利得は成立しな

か

旨を主張した。

るものであり、「その本案訴訟で当初から仮処分の被保全権利 である」が、 に 取消決定および間接強制決定取消決定に遡及効があると否と を判示し、XのYらに対する不当利得返還請求権を認め 強制という本執行)を欠き、民法上の不当利得が成立する旨 か が取り消された場合、 四号七七九頁参照)]は、 法的性格は かかわらず、Yらが間接強制金を取得することは、 これに対し、Yらが控訴したが、 5 九年一〇月三一日 観念上正当とされる原因を欠く旨、 審判決 本件間接強制決定に基づく支払は法律上の 本件間接強制決定は本件仮処分命令を前提とす 「間接強制決定に違反したことに対する制裁金 〔福岡地 遡って強制執行がなかった状態になる 判平 (前掲民集八一三頁参照)] 民執法四〇条一項に基づき執行処分 成一八年一〇月六日 控訴審判決 および、 〔福岡高判平 (民集六三巻 は、 間接強制金 原因 正義公 仮処分 (間接 た。

旨を主張し、

上告受理申立てをなした。

当利得として返還する義務がない〕というのは、 合理である。)」 面的に否定された場合にまで、 つということができ、そうだとすれば、 これに対し、Yらは、 ò 制 裁金という性格とともに損害賠償の性格 旨を判示し、Yらの控訴を棄却した。 間接強制金の法的性格は間接強制決 間接強制金を保有しうる 損害賠償 明らか をも併 0 根拠が全 がせ持

義務の不存在は強制金支払請求権の不存在には結びつ 受領する法律上の原因があって、債務名義に表示された給付 という事実自体により間接強制金が発生し、 Yらにはこれを か

定違反に対する制裁金であり、

Xが間接強制決定に違反した

定した。 訴審口頭弁論終結前に、 なお、 前訴控訴審判決は、 上告棄却・上告不受理決定により確 本訴第一審口 頭弁論終結後、 控

判旨】上告棄却

判断され、 命令を取り消す旨の決定が確定した場合には、 お いて、当該仮処分命令の発令時から存在しなかったも 仮処分命令における保全すべき権利が、本案訴訟の判決に このことが事情の変更に当たるとして当該仮処分 当該仮処分命 あと

北研 46 (1·125) 125

ある。

資 得返還請求をすることができる。 定に基づき取立てられた金銭につき、 令を受けた債務者は、 その保全執行としてされた間接強制決 その理由は、 債権者に対して不当利 次のとおりで

定は、 強制金は法律上 であったことが明らかであるから、 定が確定した場合には、 事情の変更に当たるとして当該仮処分命令を取り消す旨の決 分命令の発令時から存在しなかったものと判断され、 おける保全すべき権利が、 る。 務名義に表示された債務の履行を確保するための手段であ とにより、 きである。」 間接強制は、 そうすると、 履行を確保すべき債務が存しないのに発せられたもの (以下「間接強制金」という。)を支払うよう命ずるこ 債務の履行を確保しようとするものであって、 債務の履行をしない債務者に対し、 の原因を欠いた不当利得に当たるものという 保全執行の債務名義となった仮処分命令に 当該仮処分命令に基づく間接強制決 本案訴訟の判決において当該仮処 債権者に交付された間接 一定の額 これ 債 が

方法である。

この間接強制は、

確定判決等により確定された義務に

うい

【評釈】

はじめに

であり、 圧迫を加え、 の金銭 (間接強制金) い場合に、義務履行の確保のために相当と認められる 名義に示された作為義務ないし不作為義務の履行がなされな 接強制(民事執行法一七二条) 義務違反に対する不利益を債務者に課す形で心理的 債務者自身による義務履行を強いるという執行 を債権者に支払うべき旨を命じるも は、 債務者に対し、 定額 債

二条一項)、かつ、物の給付その他の作為または不作為を命ず n 分命令が債務名義とみなされる(民保法五二条二項)。そのた る仮処分 合、その保全執行については強制執行の例により(民保法五 定める仮処分命令(民事保全法二三条二項) 持つ民事保全手続との関係でも問題となり得る。 ての強制執行においてのみならず、仮定的・暫定的な性格を 満足的 かつ、 (いわゆる満足的仮処分) 義務違反があった場合、 仮処分の保全執行の方法として間接強制が選択さ 債務者から債権者に間接 の執行については、 が発令された場 仮の地位を 仮処

本稿ではまず、

強制

執行および仮処分命令の保全執行によ

財貨の移転と不当利得の成否の関係に関する一般的な検討

全命令を取り消すことができるが(民保法三八条一項)、 案の裁判所は、債務者の申立てにより、事情変更を理由に保 が 該被保全権利が当初から存在しない旨の判断がなされること でも仮定的・暫定的なものであるため、 強制金が支払われることになる。 あり得る。この場合、保全命令を発令した裁判所または本 !における債権者の被保全権利の存否に関する判断はあくま ところが、 後の本案訴訟で、 保全命令発令手 当

請求権を認めた初めての最高裁判例であり、 間接強制決定取消しがなされ、 存在しない旨の判断がなされ、 本判決は、仮処分命令の本案訴訟で被保全権利が当初 間接強制金につき債務者の債権者に対する不当利得返還 理論上・実務上重要な意義を有すると考えられ 判例も存在しなかったと思われる論点に関する 後に本案判決が確定した場合 事情変更による保全取消し、 従来、学説上の から

るか否かが問題となる。

に支払われた間接強制金が不当利得(民法七〇三条)に当た

取消しおよび間接強制決定取消しがなされた場合に、

債権者

否

保全

間接強制決定取消し後の不当利得の成否の関係に関する検討 を行う (→四)。 (→III)。最後に、 を、本判決・本件原判決の判旨や学説の状況を踏まえて行う を行う (→II)。 次に、 本判決と関連する問題に関する若干の検討 間接強制金の法的性質と仮処分命令・

強制執行・ 保全執行による財貨の移転と不当利得

はできないとされている。 制執行によって得た利得を不当利得として返還請求するこ 三八条)によることはともかく、 の原因」 した場合でも、有効な債務名義が存在している以上、「法律上 務名義で確定された権利関係が誤りであったことが後に判明 売代金からの債権の満足等の形で財貨の移転が生じたが、 やこれに準じるものを債務名義として強制執行がなされ、 強制執行と不当利得の関係については、 (民法七〇三条) があり、再審の訴え (民事訴訟法三 債務者が債権者に対し 般に、 確定 決

二日 の場合につき、 判例も、 (民録 前記のような場合に関して、 輯一 大判明治三三年三月一〇日 0 戸 は 確定判決に基づく強制 大判明治三八年二月 (民録六輯三

北研 46 (1·127) 127

を否定した。

頁 に付されて確定した執行命令に基づく強制執行の場合に いずれも、 は、 旧々民訴法下で支払命令(現行民訴法では支払督 債務者の債権者に対する不当利得返還請求

礎づけられないとされる。 名義によって基礎づけられ、 の手続行為にすぎず、そこでの財貨の移転は、私法上の請求 この点に関しては、 場合によっては私法上の請求権を確定する判決等の債務 強制執行は私法上の請求権満足のため 執行行為それ自体によっては基

めることができる(民保法四○条一項・三三条)。被保全権利 とされる。そして、この場合、 それを否定しなければならない理由は存在しない が当初から不当であったと取り扱うことが必要であり、かつ、 るが、その理由は、仮処分当事者間において当該仮処分執行 取消しの裁判が確定した場合、どのように考えるか。この場 財貨の移転が生じたが、後に当該仮処分命令が取り消され、 他方、仮処分命令の保全執行により債務者から債権者への 仮処分命令の取消しには原則として遡及効が認めら 債務者は原状回復の裁判を求 からである

求権のみが問題となると解される。

訟法上の請求権と解されるところ、両者の関係をどう捉える かが問題となる。この点に関しては、両請求権がその性質・ 消された場合の債務者の原状回復請求権はこれとは別 個 0)

ら、 の原状回復請求権は問題とならず、 保全権利の不存在が 全権利の存在を否定する本案訴訟の判決が確定した場合、被 利得返還請求権のみが問題となると考えられる。 のではないため、民保法三三条は適用されず、民法上の不当 が取り立てられた場合は、 処分命令の保全執行として間接強制決定がされ、間接強制金 めてよいとされる。ただ、本件のように、不作為を命じる仮 要件においてかなり異なる点があるため、 原則として仮処分命令は失効し、そもそも民保法三三条 (疎明ではなく)証明されたのであるか 仮処分命令自体が給付を命じるも 民法上の不当利得返還請 請求権の競合を認 また、被保

三 間接強制金の法的性質と仮処分命令・間接強制決定取 消し後の不当利得の成否

権利の不存在が明らかになった場合を念頭において、 一では、主に強制執行や保全執行により債権者が債権 あるいは被保全権利の仮の満足を得たが、 後に債 債務者 権者の 0

民法上の不当利得返還請求権を有するが、仮処分命令が取り

債務者は被保全権利不存在を理由とする

足

が

存在しない場合、

た間

[接強制金につき不当利得が成立するか否かが問題とな

る。

の点に関しては、

間接強制金の法的性質から

不当

利

得

成否を考察するアプロ

ーチが考えられ、

現に、

公刊されて

当たるとした。

要約すると、

本件原判決は間接強制金の法的

性質につき、

制裁金・損害賠償金両方の性格を併有すると明

能性が 等が再審によって取り消された場合には、 そこでは 示唆されており、 利得返 還 強制執行に関しては、 家権 !の成否に関する従来の議論 また、 保全執行に関しては、 債務名義たる確定判決 不当利得の成立可 を 被保全 概 観

的である旨を論じる

6

0)

被保全権

利の

不存在確

認

保全取消

後でさえも、

債

0 間

接強制金保持に法律上

の原因を肯定できるか否かが決定

た場合には、 これに対して、 不当利得の成立が肯定されていた。 本判決で問題となった、 保全執行としての

利の不存在を理由とする保全命令取消しがなされて確定し

接強制の場合、債務者による間接強制金の支払それ自体は、

命令の 定 られる。 し不作為義務の履行を強制するためのものにすぎないと考え あくまでも、 債権者の被保全権利の満足等と同一視できるものではなく、 取消しが確定した場合、 取消しが そのため、 仮処分命令で命じられた債務者の作為義務ない 確定し、 被保全権利の不存在を理由とする仮処分 かつ、 債務者が債権者に対して支払っ 保全執行としての 間接強制決

え、 害賠償金両方の性格を併せもつとしたうえで、 定した場合には、 れが事情変更に当たるとして仮処分命令の取 義に表示された債務の履行確保のための手段であり、 法的性質について特に言及することなく、 当利得を肯定した。これに対して、本判決は、 行により交付された間接強制金につき、 裁・損害賠償両方の根拠が否定されたことを理 訴訟で被保全権利が当初から不存在と判断されたため、 間 [接強制 本案訴訟で被保全権利が当初から不存在と判断され、 金の法的性質につき、 当該仮処分命令に基づく間接強制決定は 本件原 債権者たるYらの不 判決 間 が消し 接強制が は 本件では本案 間接強制金の 由 が なさ 債務名 保全執 そ 金 れ 制 損

のであるから、 履行を確保すべき債務の不存在にもかかわらず発せられたも 債権者に交付され た間接強制 金は 不当 利

7 いる本判決の解説・評釈でもそのようなアプロー 法的性質論 る (ただし、 と本件結果は直接的には結びつかず、 Ш 嶋 前掲注 3 一頁は、 チが採られ 間 当 接強制 初 か

確

に

判断

して

いる

のに対して、

本

「判決は、

間

接強制金

性質につき明

確

に判断せず、

間接強制が債務名義で認められ

北研 46 (1·129) 129

0

履行確保の手段である旨を論じるに留まってい

資 本 ない理由は定かではない。 判決が間接強制金の法的性質に関する判断を明らかにして しかし、 本判決の最高裁調査官

待される旨が述べられている点に鑑みると、この点に関し

間接強制金の法的性質に関する学説の一

層の深化が

れ た^{[5}

務者の義務履行を確保するために相当と認められる額とさ

る間接強制金の額は、

損害賠償額に拘束されることなく、

えられる ある意味では無難ともいえる理由付けを行うに留めたとも考 的性質に関する明確な判断をせず、間接強制の手段性という、 V なっているものの、 ないし損害賠償金説に対して、近年では制裁金説が て ない点も多いと思われる点から、 後記のように、学説では従来の多数説たる法定違約金説 議論の詳細について必ずしも詰められて 最高裁は間接強制金の法 有力に

賠償金であると一般に理解されていた。これに対して、 で 為スヘキコトヲ命スル」ものとされていた。そのため、 0 旧 法的性質に関する学説を概観すると、 ニ応シ一定ノ賠償ヲ為スヘキコト又ハ直チニ損害ノ賠償ヲ 申立てにより、債務者の義務の不履行につき、「其遅延ノ期 民訴法七三四条では、 他方、民執法一七二条の立法経緯、 間接強制金の法的 性質は、 間接強制について、 債務者 まず、 の債権者に対する損害 および、 裁判所が債権者 民執法制定前 間接強制 ここ 旧法 金 の の

ものもある。

を理由(ight) 者に対しては義務不履行をとがめる方法がなかったという点 を超えることができず、損害金さえ支払えばよいとする債務 では裁判所が債務者に命じる金額が義務 民執法一七二条一項では、 裁判所により命じられ 不履行による損

方で、 損害 の中には、 の性質を有する旨の見解が多数であった。 は必ずしも明らかではなかったが、法定違約金説を採る見解 定違約金の具体的性質がどのようなものであるのかについ ては、従来は、 民執法一七二条一項の下での間接強制金の法的性質に 損害賠償ではなく威嚇のためのものである旨を論ずる 損害賠償との関係につき言及するものもある一 債務者の義務不履行を原因とする法定違約金 もっとも、 この法 · つ 7

であり、 い る²⁰ ついての裁判所の履行命令に違反したことに対する制裁金 これに対して、 違約金・損害賠償金とは異なるとの見解が有力になっ 近年、 間接強制金は債務名義上

7

K

一務者

0)

義務違反の

事実が存在するのであれば、

義務違反の

制確

裁

金としての性質を肯定することと、

債務者の義務違

反の

捉え得る。

この点に関して、

筆者は、

間接強制金

一の法的

ると

正当化され

.得ると解するのかという点に関する問

を制裁金と捉えても、

保するため

の手段的性質をもつにとどまり、

間

[接強制

それはあくまでも債務者の義務履

が 保持が法律上の原因を欠き、 格を併せもつという、 強制金の法的性質については、 かと考える。 お による債権者の損害の賠償に充当されることが前提とさ と考える。 ことは困難であり、 金 め で間接強 (本件原判決の立場と一致する) ない が るも 賠償金としての性格も否定されるべきではない り(民執法一七二条四項)、この点からは、 |務履行を確保するために相当な額を合目的的に裁判所が定 権者の損害も斟酌され得るとはい めるための制裁金としての性格を認めるべきでは、 法的性質を単純に法定違約金ないし損害賠償金と捉 に し被保全権利の不存在の場合に、 のとされてい 導 制金の金額は、 ただ、 か したがって、 間 n 得るのに対 接強制金を損害賠償金と捉える場合、 他方で、 債務者の義務履行を確保し、 るため(民執法一七二条一 ζJ わば折衷説ないし両性説的な捉え方 その決定に際して義務不履 筆者の一応の見解としては、 間接強制金は債務者の義務 不当利得が肯定されるとの結論 制裁金·損害賠償金両方 が妥当ではないかと考える。 れを制裁金と捉 え 債権者の間接強制金 基本的には 間接強制金 項)、 その違 ぱえる場[・] のでは 債務 間 行に 執行債 不履行 な 接 間接 ない れて 反を ええる の性 0 ζĮ 強 者 ょ 損 制 Ö る か

の点は、

間接強制金を債務名義上の

執行

債

権

に

つ

ての

考えられる。 解を採る場合、 件でのYらの主張は、 返還請求権を認めることを正当化できないのではない 制金の法的性質につき、 いての法律上の原因が た場合でも、 債務名義上の執行債権ないし被保全権利が存在し 生じた時 点で有効 違反の事実のみで債権者の間接強制金保持 債務者に間接強制金全額につ な債務名義が存 この点を強調する)。 ?認められるとの結 前記のような折衷説・ 在してい 論も考えられ そのため、 た以上、 V って 両性説的な理 の不当 ない 後に当 か ・とされ 間 る つ

に実体権の不存在が明らかになったとしてもそれとは独立にと解するのか、それとも、純粋に手続上のものであり、後性格を有するに留まり、その正当性は実体権の存否に依存すしても、そこで意味される制裁が、実体権に対する付随的な裁判所の履行命令に違反したことに対する制裁金と捉えると裁判所の履行命令に違反したことに対する制裁金と捉えると

北研 46 (1·131) 131

行を

実やその時

点での

間接強制決定の存在自体が執行債権

な

資

保持する法律上の原因を欠くに至ると考える。 も論理必然的に結びつくわけではないと考えられ、 正当化する(法律上の原因を基礎付ける)こととは、 み が存在しない以上、 裁の根拠たる 被保全権利の存否にかかわらず債権者の間接強制金保持を ならず、 制裁金としての間接強制金についても、 (制裁によって実現されるべき) 債権者は損害賠償としての間接強制金 債務者の義 、そのため、 必ずし それ を

取消し、 接強制金保持が不当利得になる旨を判示した本判 判断する判決がなされたことが事情変更に当たるとして保全 賛成するとの立場を採りたいと考える。 以上の検討から、 付随的性質を根拠に、 間接強制決定取消しがなされた場合に、 筆者は、 被保全権利の当初からの不存在を 間接強制の実体権に対する手段 債権者の間 決の結論に

民執法はそのような立場を採らず、 なお、 でするとされるのがむしろ自然であると考えられ れることになっており、 七二条四項) 間接強制金の法的性質につき制裁金と捉える考え方 間接強制 という点をどのように説明するのかとい 金が制裁金であれば、 か つ、 損害賠償に充当される(民 間接強制金は債権者に支 それ いるが、 は国庫 現行 たに帰

賛成 とに

したいと考える。

②の見解に

う批 理論上の説明が試みられている。 ることを認める論者により、フランス法の議論を参考として、 に 加 えて、 判があり得る。 債権者が実損害を超える額の間接強制金を取得す この点に関しては、 ①一方で、 制裁金説を採る論者 債務不履行

決を機縁に形成された債権者・債務者間の協力義務に債務者

あ る²⁴ この 強制 が インセンティブを確保すること、 あるとも考えられるが、 与えない 債務者に苛酷にならないため、 の手当てとして、 という国の任務に協力し、 間接強制の手続を追行した債権者は、 として、本来的にはその全部が国庫に帰属するものであるが が違反したことを根拠に、 認められ、 よる債 問題につき筆者は、 金の取得が承認されるべきである旨を論 ②他方、 . ための便宜的措置にすぎないと考える見解がある。 務者保護を図ることという観点から、 強制金を損害賠償に充当する現行法 間接強制金は裁判所の命令違反に対する制裁 合理的な範囲の間接強制金については取得 現行法を前提とする限. 理論的な説明を試みるの 債権者の実損害を超える額の間接 あるいはこれを代行したので、 また、 および、 法の遵守・実現を図る 債権者に過剰な利得を 苛酷執行を防ぐこ 'n じる見 は 0 債権 困難 扱 解 では は が

次に、

保全取消しはなされたが本案判決は未だ確定してい

兀

既判力がないと解されていること、および、仮処分命令が取本案判決の既判力により確定されていること、保全命令には れ る²⁹ 失が推認される旨を判示する最(三小) が 直接の射程外であると考えられるが、被保全権利の不存 債権者に交付された間接強制金につき不当利得返還請求が認 案判決が確定したが、 による不当利得返還請求を認めてよいのではないかと考えら 四日 なされて確定した場合、 消され、 られるか否かが問題になる。 最後に、本判決に関連する問題について若干の検討を行う。 被保全権利が当初から存在しない旨の判断をなした本 (民集二二巻一三号三四二八頁) または、 被保全権利が存在しないとする本案判決 保全取消しがなされていない 特段の事情のない限り債権者の過 この場合については本判 判昭和四三年一二月 の趣旨から、 い場合に、 債務者 在が 決 の

> により 体を根拠に債務者の不当利得返還請求を認めていること、 得返還請求を認めてよいのではないかと考えられる。 る必要があることから考えると、基本的には債務者の不当利 六三年三月一五日 る場合に債務者の仮払金返還請求を認めた最 金仮払の仮処分命令が取り消されたが本案判決が未確定であ 仮処分命令が取り消され、 (民集四二巻三号一七○頁)との均衡を図 取消決定が確定したこと自 三小 判昭 賃

(追記)

教授、 当然のことながら、 じめ、研究会参加者の皆様に心より御礼申し上げます。 尚徳准教授、 りましたことにつき、 えたものである。 二二年四月一六日開催)における報告原稿に加筆・修正を加 本稿は、 全て筆者の責に帰するものであります。 松久三四彦教授、 北海道大学大学院法学研究科民事法研究会 川村力准教授、 研究会の席上で有益なご指摘・ご指導を賜 本稿における記述の誤り等につきまして 高見進教授、 藤原正則教授、 得津晶准教授、 町村泰貴教授、 曽野裕夫教授、 永下泰之氏をは 大塚龍児 根本

返還請求が認められるか否かが問題になる。この点に関して ない場合に、債権者に交付された間接強制金につき不当利得 決で被保全権利の存在が否定され、 本判決が本案判決 0 確定に ついては特に言及せず、 それを理由に事情変更

は

資

1 裕志 年一一月二〇日(民集六巻一〇号一〇〇八頁)など)。 場合に事情変更を認める〔たとえば、最(一小)判昭和二七 ことが多いといえる旨を論じる〕。多くの判例も、このような する判決があった場合には、通常は事情変更ありとみてよい 頁等。瀬木比呂志 『民事保全法 (第三版)』 (判例タイムズ社) センター、一九九九年)五三三~五三四頁 [原田保孝]、佐野 と認められる場合には、事情変更による保全取消しを認める る。通説は、 していない場合に、事情変更が認められるか否かが問題とな 権利の存在を否定する判決がなされたが当該判決が未だ確定 一〇〇九年)四七三頁は、控訴審で被保全権利の存在を否定 たとえば、 民保法三八条の保全取消しについては、本案訴訟で被保全 「判批」民事執行・保全判例百選(二〇〇五年)二三九 山崎潮監修『注釈民事保全法 上級審で当該判決が取り消されるおそれがない (上)』(民事法情報

状回復」法学教室三四八号(二○○九年)四八頁。

「大回復を求めることができるが(原状回復の裁判。民保法原状回復を求めることができるが(原状回復の裁判。民保法原状回復を求めることができるが(原状回復の裁判。民保法原状回復、上原敏夫「間接強制決定がされ、間接強制金が取り立てられた場合は、仮処分命令自体が給付を命じるものではないため、民保法三条は適用されないと考えられる。この点につき、上原敏夫「間接強制、仮処分の取消しに伴う原の点につき、上原敏夫「間接強制、仮処分の取消しに伴う原状回復」法学教室三四八号(二○○九年)四八頁。

3

本判決の最高裁調査官解説として、中村心「判解」ジュリ

上原・前掲注(2)四五~四六頁、四七~四八頁。として、笠井正俊「判批」速報判例解説(法学セミナー増刊)六号(二○一○年)一五一頁、川嶋四郎「判批」法学セミナー増刊)五代(法学セミナー増刊)六号(二○一○年)九九頁、山田文「判批」平成二一年度重要判例解説(ジュリスト一三九八号)(二十八一年)一五一頁、川嶋四郎「判批」速報判例解説(法学セミナー増刊)五年、笠井正俊「判批」速報判例解説(法学セミナー増刊)五年、笠井正俊「判批」速報判例解説(法学セミナー増刊)五年、笠井正俊「判批」連報判例解説(法学セミナー増刊)五年、笠井正俊「判工」(本列)の一八二頁。本判決の評釈として、笠井正俊「利工」(本列)の一八二頁。本判決の評釈として、笠井正俊「利工」(本列)の一八二頁。本判決の評釈として、笠井正俊「利工」(本列)の一八二頁。本判決の評釈として、笠井正俊「利工」(本列)の一〇年、前掲注(2)四五~四六頁、四七~四八頁。

(4) 上原・前掲注(2)四七頁。

5

加藤・前掲注(5)二三七頁。

6

復」中野貞一郎=原井龍一郎=鈴木正裕編『民事保全講座第九〇年)一七五頁、福永有利「仮処分命令の取消しと原状回(7) 山崎潮『新民事保全法の解説』(金融財政事情研究会、一九

- 処分の取消しを求める場合が挙げられている。物の(一回限りの)引渡しを命じる仮処分の執行後に当該仮(8) 福永・前掲注(7)二〇二頁。そこでは、例として、特定二巻』(法律文化社、一九九六年)二〇二頁。
- (9) 福永·前掲注(7)二〇六頁。
- (11) 前掲注(2)参照。(10) 福永・前掲注(7)二〇六頁
- 滅すると解するのが相当である旨を論じる。 三〇三頁、四七三頁は、保全命令の暫定性・付随性を根拠に、三〇三頁、四七三頁は、保全命令の暫定性・付随性を根拠に、12) 山田・前掲注(3)一五二頁。また、瀬木・前掲注(1)

13

中村・前掲注(3)一八四頁。

- る見解 制度の作用を考え、 判所が間接強制における損害賠償の額を決定するに当たり、 て ―― (二)」 ジュリスト五五二号 (一九七四年) 九九頁注 案当時の法務省参事官による、浦野雄幸「強制執行法案要綱 年)三七六頁は、 (第二次試案)について ―― 第一次試案との主要相違点につい 2法の解説(増補改訂版)』(金融財政事情研究会、 九六四年) 民事執行法の立案担当者の手による、 は、旧民訴法による間接強制の機能が弱いことから、 強制手段としての実を挙げることに努めるべき旨を論ず 〔我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店) 九四頁) この点を明記する。 精神的損害をも適宜に加算することによ が旧法下の通説であるとする。これ以 もっとも、 田中康久『新民事執 他方で、 一九八〇
 - 不履行による債権者の損害の有無および額とは無関係であ 忠一=三ヶ月章=宮脇幸彦編『注解強制執行法4』(第一法規) 『債権総論 何を問わず、 失が生じないこともあること、強制の実効を伴わなければな との見解が有力であったともいえる〔鈴木忠一=三ヶ月章編 の賠償金は債務者に対する心理的強制手段であるから、 一九七八年)一六八頁[山本卓]は、旧民訴法七三四条所定 は異なるため、賠償額は実損害額によらない旨を論じ、鈴木 害賠償であり、実損害の塡補を目的とする通常の損害賠償と て必要な賠償額を定められる旨を論じる。また、於保不二雄 らないことを理由に、慰謝料のように必ずしも現実の損害如 行の遅延による経済的損害の算定の困難性、 に見てくると、旧民訴法下でも、賠償額と損害額とは異なる (3) 一五二頁注 富越和厚])。なお、 注解民事執行法(5)』(第一法規、一九八五年)九八頁注 五一年)二九〇頁は、 自由裁量により裁判所が決定する旨を論じる。このよう 旧民訴法七三四条所定の損害賠償は強制手段としての指 たとえば、 (新版)』(有斐閣、 裁判所は具体的事情を考慮して、強制手段とし 3 兼子一『増補強制執行法』 本注での記述に際しては、 から多くの 間接強制が問題となる場合、 一九七二年)一三四頁注(三) 示唆を得た。 現実の経済的指 笠井•前掲注 3
 - 田中·前掲注(4)三七六頁。

15

16) 田中·前掲注(44)三七六頁、鈴木=三ヶ月編·前掲注(44)

資

17

香川監修・前掲注

(16) 二九六頁(注3) [富越]、大濱

後掲注

(20) 四八八頁。

18

論』(岩波書店、二〇〇八年)七五頁、川井健『民法概論3(債 二版)』(信山社、二〇〇三年)二四七頁、中田裕康『債権総 二九一頁 [富越和厚]、中野貞一郎 『民事執行法 (新訂四版)』 .青林書院、二○○○年)六七八頁、潮見佳男『債権総論Ⅰ(第 (第七巻)』(金融財政事情研究会、一九八九年)二八二頁 一九八五年)七五二頁、 (第二版補訂版)』(有斐閣、 香川保一監修『注釈民事執行 二〇〇九年)六 一頁等。

- しているわけではないが、間接強制金が債務不履行により生 法』(弘文堂、 しているとの理解も考えられる。なお、三ヶ月章『民事執行 見解については、後記の制裁金説との折衷的な考え方に接近 える損害賠償を許すものまたは損害賠償および違約罰の双方 くは賠償額の予定の性質を有するものとし、 頁(注3)[富越]は、支払予告金額を損害額とみなし、 違約金説を採る旨を論ずる。香川監修・前掲注 接強制金の損害への充当を規定していることを理由に、 じた損害額の補塡に充てられるという意味で、 性質をもつものとの理解が考えられる旨を論ずるが、 浦野・前掲注(16)七五二頁は、 一九八一年)四二二頁は、 民執法一七二条四項が間 法定違約金説を明言 なお、これを超 損害賠償の性 (16) 二九六 もし 法定
- を併せもつ旨を論ずる。 潮見・前掲注(16)二四七頁、 大濱しのぶ『フランスのアストラント ―― 川井·前掲注 第二次世界大戦 (16) 六一頁

19

 $\widehat{20}$

- イムズ社、一九八五年)四一六頁[竹下守夫]が、間接強制 例タイムズー一六八号(二〇〇五年)三八頁、 る。また、伊藤眞(司会)=加藤新太郎=春日偉知郎=松下淳 夫=野村秀敏『ハンディコンメンタール民事執行法』 (判例タ 制裁金説を主張する。なお、これ以前に、竹下守夫=上原敏 書院、二〇〇六年)七七四頁、七七五頁、七八三頁注 和彦発言]、中野貞一郎『民事執行法 ト(astreinte)との比較検討を踏まえて、 わが国の間接強制のモデルとされたフランス法のアストラン 〔※中野・前掲注 一=山本和彦=森田修「(座談会) 間接強制の現在と未来」 判 ——』(信山社、 (16)より改説〕は、大濱・前掲書を受け 二〇〇四年) 四八八〜四八九頁は (増補新訂五版)』(青林 制裁金説を主張す 四〇頁 3 c 「山本
- 21 うな理解から、間接強制金のうち損害賠償充当部分について 債務者の不当利得返還請求を認めないとの立場を採る。 については、義務違反に対する制裁のためのものであるから は債務者の不当利得返還請求を認めるが、それを超える部分 難波・前掲注(3)一○○~一○二頁は、 本文で述べたよ

金が制裁金である旨を論じているが、その根拠は明示されて

いない。

同旨、山田·前掲注 (3) 一五二頁。

22

23 とになりかねない旨を、 態の永続化を法的にも肯定し、民事保全の機能を逸脱するこ 利得返還請求を認めなければ、民事保全で形成された仮の状 川嶋·前掲注 (3)一二二頁は、本件のような事例で不当 本判決の結論に賛成する理由の一つ

なお、比較なとして論じる。

の点に関しては、 判に付随するものであることを理由に、返還請求を認めた(こ 返還請求の訴えがなされた事案で、アストラントが本案の裁 このレフェレの命令が取り消されたため、アストラント金の ラントに従って債務者がアストラント金を支払ったが、 手続。日本法の仮処分に相当する)の命令に付されたアスト ○○○年九月二八日第二民事部判決は、 返還請求が認められるか否かという問題に関して、破毀院二 の裁判が取り消された場合に債務者によるアストラント金の 説となっている(大濱・前掲注(20)一五頁)。 を損害賠償ではなく私的制裁 (peine privée) と解するのが通 号三四条一項)、かつ、学説上も、アストラント金の法的性質 執行手続の改正についての一九九一年七月九日の法律六五○ 償と別個独立のものである旨が明文で規定されており(民事 ラント金は債権者が全部取得するが、アストラントが損害賠 ランス法のアストラントでは、 なお、比較法的な観点から若干の紹介を行うと、 大濱・前掲注 債務者から支払われるアスト (20) 三七○頁での判例紹介 レフェレ しかし、 (急速審理

を秩序金(Ordnungsgeld)に処する旨が規定されている(Z受訴裁判所は債権者の申立てにより、違反行為につき債務者Androhung)を経たうえで(ZPO八九〇条二項)、第一審の実施受忍義務の違反に対して、相当の戒告(endsprechend実施受忍義務の違反に対して、相当の戒告(endsprechend

を参照した)。

手段の執行も排除されなければならないとされる〔Schilker を失うとして、秩序手段を課すことも、すでに課された秩序 に取り消された場合、 ZPO八九○条一項所定の秩序手段〔Ordnungsmittel。 PO八九○条一項) nungshaft) も含む〕 の執行がなされた後に債務名義が遡及的 の秩序金に加え、それが徴収できない場合の秩序拘禁(Ord 行の今日的諸問題」石川明『ドイツ強制執行法と基本権』(信 Schilken(石川明訳)「ドイツ民訴法における作為•不作為執 反行為に対する抑止的性質とを含むとされている [Eberhard なされた違反行為に対する報復的性質と、将来なされ得る違 金は国庫に帰属し、 大濱·前揭注 |石川訳)・前掲二四〇頁)。 社、二〇〇三年)二三九頁(初出、二〇〇一年)〕。 (20) 五〇三頁注 (57) を参照した)。この秩序 かつ、その法的性質については、すでに (なお、 執行の目的たる報復も執行もその基礎 ZPOの条文の翻訳については しかし、

なお、本注の記述に際しては、中村・前掲注(3)一八三

五年)三四八頁。

森田修『強制履行の法学的構造』(東京大学出版会、

一九九

一八四頁から多くの示唆を得た。

24

するに留まるが)、まず、ドイツ法では、債務者の不作為義務・点から若干の紹介を行うと(大陸法系の国の若干の例を参昭なお、間接強制金の取得の問題に関しても、比較法的な観大濱・前掲注(20)四八九頁、五〇三~五〇四頁。

:為実施受忍義務違反に対して課される秩序金は国庫に帰屋

26 25

する 他方、フランス法のアストラントでは、 (前掲注

九四頁、三九五~三九七頁、 であるとの見解も有力である(大濱・前掲注 権者ではなく、国または公的機関に帰属するようにするべき あること等を根拠に、アストラント金の全部または一部を債 ないこと、アストラントによる債権者の利得が不当・過剰で ラントが裁判官の命令違反に対する制裁であることと整合し 参照)。ただ、この点に関しては、現行法下の学説で、アスト 制裁と捉え、法文上も損害賠償とは別個独立のものとされる アストラント金は債権者が全額取得する(前掲注 四八二頁)。 通説はこれを私的 (20) 三九一~三

得できることは、 の促進および裁判の遵守の促進というアストラントの二つの 年)三一六頁、大濱·前揭注(20)五〇三頁注(60)、 井雅夫編『EUの法的課題』 (慶應義塾大学出版会、一九九九 諸国のアストラント統一法の紹介も兼ねて ――」石川明=櫻 ラント ―― フランスのアストラントとの比較及びベネルクス に等分に帰属するとの立場が採用されているとのことである 目的を考慮したもので、 、大濱しのぶ「ヨーロッパ民事訴訟モデル法案におけるアスト 20) 五〇三頁注 なお、 となり、 ほか・前掲注(20)三八頁 ポルトガル法では、アストラント金が国家と債権者 債権者は法の適用を保障する役割を国と共有する (60) によると、 債権者のアストラント利用のインセンティ アストラント金の半分を債権者が取 [山本発言]]。 大濱・前掲注 この仕組みは、 債務の履行 伊藤 (司

と説明されるとのことである。

- 下守夫=藤田耕三編『注解民事保全法(上巻)』(青林書院、 民保法三三条の原状回復の裁判に関するものであるが、竹
- 一九九六年)三九九頁[上原敏夫]参照。 瀬木・前掲注 (1) 三〇〇~三〇一頁。
- して挙げる)から多くの示唆を得た。 本文で挙げた根拠に加え、仮払仮処分に関する議論を根拠と この点については、笠井・前掲注(3)一五二頁 (ただし

29 28

上原・前掲注(2)四八頁。

30

31 が上訴され変更の可能性が小さくない場合には、 を要する旨を論じる。 全処分概論』(一粒社、一九八五年)二一五頁は、第一審判決 山田・前掲注(3)一五二頁。ただし、西山俊彦 個別の判断

北研 46 (1・138) 138